意　見　書

2011年2月28日

大阪大学総長　殿

2011年2月15日付けをもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおり意見を提出します。

記

今般の改正案については、箕面地区には該当する職員が存在しないため、直接的な影響は受けない。該当する職員にとって「現状を改善するための改正」であり、不利益が生じないようにするためのものであれば、特段の意見はない。

箕面地区過半数代表者　竹　村　景　子　印